

6月は 土砂災害 防止月間



大雨の時は特に要注意です。わが家の危険度を確認して、避難場所、避難方法を決めておきましょう。

現況届を提出しないと、手当の支給ができなくなったり、遅れたりすることがあります。また、所得超過などの理由で請求をしていない人も、所得額の変更などにより受給できることがありますので、お



児童手当の現況届は 6月中に

児童手当を受給している人は、受給資格を確認するための現況届（郵送します）を提出してください。

受付期間 6月1日（火）～30日（水）

添付書類 ▽会社に勤務している人 ▽年金加入証明書または健康保険被保険者証※郵送で提出する場合は、年金加入証明書を必ず添付してください。▽平成16年1月1日以降に鳥取市に転入してきた人 ▽前住所地の所得証明書

問い合わせください。
提出・問い合わせ先 児童家庭課（本庁舎・☎20-3179）

お詫び

4月15日号の市報で、児童手当の支給対象拡大ともなう新規認定および額改定の手続きのご案内をしましたが、現在、児童手当法の改正が遅れているため、受付ができない状況です。手続きができるようになりしだい改めて市報などでお知らせします。

ご迷惑をおかけしますがご理解をお願いします。

支援費居宅受給者証の更新

支援費による居宅受給者証をお持ちの人で、居宅支給決定期間が6月中に満了する人は、お早めに更新の手続きをしてください。（該当する人が18歳未満の児童の場合は、保護者の人が申請してください。）

なお、障害者のある人で現

在ホームヘルプサービス、デイサービス、短期入所、グループホームなどのサービスを受けている人は、必ず期間満了前の手続きをしてください。必要なもの ▽居宅受給者証 ▽印鑑

申請・問い合わせ先 生活福祉課（本庁舎・☎20-3181）

家族介護用品購入費助成

介護用品の購入費の一部を助成します。

対象者 介護保険で「要介護4」または「要介護5」と認定された市市民税非課税世帯の在宅高齢者などを介護している人で市市民税非課税世帯の対象品目 紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど
助成費 年額1人あたり7万5千円まで

問い合わせ先 高齢社会課（本庁舎・☎20-3173）

各種証明書の様式変更

5月6日より、住民票の写し、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書の様式が次のように変わりました。

た。
▽サイズがB5版からA4版になり、少し大きくなりました。▽用紙（改ざん防止用紙）が、うさぎマークから鳥取市章のすかし入りとなり、色も薄灰色になりました。

問い合わせ先 市民課（☎20-3208）

ごみの日シール

カレンダーなどに貼って使っていた「ごみの日シール」を作成しました。希望される人は無料でお渡しします。

窓口までお越しください。

問い合わせ先 生活環境課（第2庁舎・☎20-3217）

注意！スプレー缶の出し方

4月26日、境港市で不燃ごみを収集していた収集車が出火する事件が起きました。原因はガスを抜いていないスプレー缶が出されていたことによるもので、スプレー缶やカセットボンベ缶は、そのまま出すと収集車で爆発・火災の恐れがあります。必ず使い切ってから、風通しのよい屋外で穴を開けて小型破碎ごみとして出してください。